

63. 1. 24
63. 1. 26

人口問題審議会

第1回「人口と家族に関する特別委員会」
議事要旨

昭和62年3月16日

人口問題審議会

B50.61
4
2-22

第1回「人口と家族に関する特別委員会」
議事要旨

日時 昭和62年3月16日(月) 午前10時30分～12時30分
場所 厚生省特別第一会議室

出席者

伊部英男 委員
岡崎陽一 委員
河野稠果 委員
人見康子 委員
福武直 委員
大森 彌 専門委員
小此木 啓吾 専門委員
藤原房子 専門委員
河邊 宏 専門委員
内野澄子 専門委員
阿藤 誠 専門委員
山口喜一 専門委員

議 事 概 要

1. 開 会

○ 山本会長挨拶

前回の人口問題審議会におきまして、人口と家族に関する特別委員会を新たに設置するという方針が決まり、今回お集まり願った次第でございます。

今回非常に興味のある話題で、非常に範囲の広いしかも核心を突くことがなかなか難しい人口と家族に関するテーマを扱っていただくことになっております。

御承知のように、人口問題は各方面でいろいろの角度から取り上げております。そのなかにはいろいろ批判というものもございまして、総合的な問題点というものを人口問題審議会においてむしろ示すべきではないかといった正論もあります。そのことを十分踏まえた上で思い切った提案をしてみてもどうかという気持ちが私自身としてはする訳でございます。この特別委員会の報告について、内容のあるものをお願い申し上げたいとかように存ずる次第でございます。

簡単でございますが、以上をもってご挨拶といたします。

2. 委員の紹介（政策課長より委員等の紹介）

3. 委員長互選（岡崎委員より福武委員の推薦があり全員賛成で決定）

4. 政策課長より配付資料2及び3についての説明

（フリートーカーキング）

伊 部 委 員

この特別委員会がねらっている時期と申しますか、目標の時点は大体いつごろの状態を想定して議論しようとするのですか。要するに、75年ごろなのか100年ごろなのか、その辺もひとつ検討していく必要があると思います。

私は、少なくとも21世紀は焦点に入るのではないかと思うのです。だから21世紀の日本の経済社会がどういふようになっていくのかとい

うことを想定しないとこの議論が出来ないのではないかと思います。

長尾総務審議官

確かに、人口問題の御検討をいただく訳でございますので、日本の社会についての非常に大きな構造的な変革に対応した形の相当長期をにらんだ御検討をいただくというのは、伊部先生のおっしゃるとおりで私も大変ありがたいと思うのですが、別の意味では人口問題審議会というのは厚生大臣だけではなくてあらゆる大臣に対して意見をいえる非常に広い立場の審議会であると思うのです。従来の特設委員会で御検討いただきましたいろいろな過去の御意見、建義を拝見いたしますと、その点は現実の政府との比較に対して非常にインパクトを与えるようなものが多かった訳でございます。

そういう意味で長期をにらむということは抽象的な御意見ではなくて、ある程度現実的に我々がとらなくてはいけない具体的なここ10年とか、そういうものの施策に何か御示唆をいただけるようなものを入れていただければありがたいのではないかと考えております。

清水政策課長

自由に御議論いただいて、例えばこの人口問題審議会では2010年の日本の姿を描いてみようというようにもし合意が出来れば、それはそれでそういうとらえ方は出来るのではないかと考えておりますが、どこをとるかということは今ここで決めなくてもだんだん議論していく過程で何かまとまってくればいいのではないかと思います。

福武委員長

主題が人口と家族という訳ですから、その変化ということになると、やはり一世代たった時点ぐらいをとるのがちょうどいいのではないのでしょうか。一世代たった後にどうなるか。

例えば、女性の社会進出ということ。昭和47年と12年ほどたったときの調査とでは、一生続けてという回答が約1割から2割になっております。もう一世代たつとかなり変わってくるだろうと思います。そのように変わってきたとき、人口との関連で仕事を続けてもやはり産みた

い人に産んでもらうためにはどうしたらいいかということだけでも大変な問題だろうと思います。

大森 専門委員

最近、福祉の自治体の現場を歩いていまして幾つか気になっていることの1つが、実はこの家族の問題でありまして、小此木先生の言葉で言えば家庭なき家族がいろいろ複雑な問題を現場で作り出していて、現場の福祉の担当者はそのことが非常に気になっているのです。気になっているのですが、結局家庭なき家族が多くなっていることによって出てくる課題というか問題に、福祉施策として対応せざるを得なくなっているのですが、しかしそれに追われ追われているのではどうもおかしいのではないかと、どうも家族の在り方が問題ではないかということ現場の人たちはいろいろな機会におっしゃる訳です。家族が変化することにより出てくる問題がどうしても放置出来なくて、広い意味で行政の施策になることは考えられても行政の側から家族そのものの在り方を問うということは出来ません。個人と家族というものはもともと通常の分け方例えば最もプライベートな部分ですので、何か行政がこうあるべきではないかというのは非常に言いにくく、特に現場の人たちは言いにくいので結局追われている話になっている訳です。

伊 部 委 員

外国では、ファミリー・ポリシーというものが非常に大きい分野になって進展しつつあるようです。そのファミリー・ポリシーというのは、個々の家庭にどういようにタッチするかというようなことではなくて、例えば出生率をどういように持っていくとか、そのためにはどういような施策が必要とか、一種の広義の誘導政策を行っている訳です。その中には相続の扱い方も入ると思いますしいろいろな問題も入ると思うのです。

お話のありました施設と家庭の問題については、現行法上その施設と家庭をつなぐという発想が実はないのです。社会福祉事務所が措置して

しまえば施設へ入って、施設は預かっておくだけで、制度上家庭と施設に入っている人とをつないで元に戻すというような仕事をしているところがどこにもないのです。これは法律的に検討する必要があるのではないかと最近思っているのですが、それも一種のファミリー・ポリシーだと思います。

大森専門委員

在宅の方々のためにホームヘルパーさんが介助に行きますと、そのお宅の人はテレビを見ているのです。テレビを見ている光景を見ると腹が立つ訳です。ホームヘルパーさんの気持ちとすればやはり家族の機能が低下しているお宅へ自分たちはお手伝いに行っているあくまでボランティアであり、どうしてこんなうちに公的サービスと称して行かなければいけないのかと悩む訳です。私は、このまま放置しておくでせいかくやろうとしている在宅サービスの現場の人たちが非常に心砕けてしまうと思います。今、伊部先生がおっしゃるように家庭と施設とをつなぐようなことをやらないといけないときにこういうケースがもう起きていますので、そういう話はどうしても家族の話ではないかと思えます。

伊部委員

アメリカでも、サービスを増やせば増やすほどそれにデバンズアポン（存在）しています。結果的に、状況が悪くなるという議論があるのです。日本はサービスがそれほど十分ではありませんので、それほどではないと思っているようですが、そういうことがないとは言えないと思います。ですから、何か制度上の工夫が要るような気がしているのです。いずれにせよ、そういうことも広義のファミリー・ポリシーだと思います。

藤原専門委員

今のお話を伺っていて思い付いたのですが、この資料の中にある『長寿革命』という本の中に流砂家族という言葉が出てくるのです。これは梅棹忠夫さんがおっしゃった言葉なのですが、家族というのはもともとそんなに一体感が強いものではなくて、さらさらとこぼれる砂みたいな

あっさりした関係であって、日本というのはそういう家族関係が昔から基本であったのではないかというお話をなされた訳です。日本の家族というのは、ウェットな人間関係というのはそもそもあったのだろうかという疑問を私は今持っている訳です。

もともと家族というものの一体感というものを余り信じ過ぎては間違いなのではないかというそれぐらいの認識にたてれば、今のファミリー・ポリシーであるとか、いろいろな施策というものがもう少し合理性を持って考えられるのではないかと思うのです。昔の家族関係は非常に相互扶助的で、その中でいろいろな機能を果たし得ていたということが前提にあるような気がするのですが、それは家族制度とか金銭的な結び付きとか財産の相続とか、いろいろそういったものが結び付けていたのであって、もし家族からそれをなくしたときは非常にさらさらした関係になってしまうものだから発想いたしますと、例えば子供を産まない、産みたくないというようなこともある程度解けてくるのではないかという気がするのです。

小此木専門委員

今、お二人が発言されたことで共通した意見があるのですが、大森先生がおっしゃたような問題というのは必ずしも社会福祉までいかなくても、現在の精神科の外来というところはほとんど90%ぐらいは従来だったら家族、例えば子供については親が、夫については妻が、あるいは子供については母親がやっていた機能を精神科医療の中に持ち込んできているというものが物凄く多いのです。例えば、従来でしたら家庭教育の中で収まっていたということがみんな学校の教師、あるいは精神科医の所へ来る。私は、ちょうど文部省の「いじめ」の委員もやっておりますが、そういう問題にもなっていると思うのです。

それからもう一つは、日本の経済構造の変化というようなレベルと、それから私達のような現場の家族とか親子とかという問題の中間に、観

念のシステムといいますかイデオロギーのシステムといいますかそういう領域があると思うのです。例えば私も20年ぐらい家庭裁判所の調査官の研修所の講師をしておりますが、日本の家庭裁判所で離婚というものを肯定的に扱えるようになったのはほんの数年というように聞いています。それまではなるべく離婚させない方向で機能するのが家庭裁判所の機能だったというように聞いております。

つまり、そういうところがかなり人口問題と関係のあるところで、潜在的には国家的機関のある種の潜在的なポリシーというものがあつたと思うのです。だから、それがイデオロギー的な機能でいえばお母さんが生まれた子供をおいて働くのがいいか悪いかというようなことがかなりその部分で動くと思われまふ。これは道徳的な問題にもなると思いますが、この場でどのくらい議論されるかと思っています。

長尾総務審議官

この特別委員会を作つていただくということが決まりました人口問題審議会の総会の席だつたかと思うのですが、小此木先生から私の方にさきほど言われたファミリー・ポリシー、まさにそのとおりだと思つていますが、日本の人口が今非常に縮減をしているので出生そのものについてもう少し積極的に政府は何か政策をとるべきではないかというような発言があつたと思うのですが、そのときに政府は一貫してそういうことを言つてきてないものですから私の方も口ごもつてしまいましたが、そういう意味ではこの特別委員会の御検討のテーマの1つにその問題を入れておいていただいた方がよろしいのではないかと思います。

藤原専門委員

女性の職場進出と出生率というのはかなり関係があると思うのです。

阿藤専門委員

昭和57年に人口問題研究会第8次出産力調査というものがあつて、その中で若い御夫婦がどのくらい将来子供を持つかというようなことを調べているのですが、それを例えば現在の奥さんがどういう就業状態であるかということで分けてみますと、実はフルタイム、パートタイ

ムの奥さんの方が自営、家族従業や専業主婦の方よりも低いという結果が出ております。

岡崎委員

今までの御議論を伺っていると、2つの大きな問題がテーマにあるように思います。1つはやはり高齢化社会における家族の役割、もう1つは今論じられていた子供の産み方について問題なのですが、私はこれら2つは重なっているし、実際に重なって来世紀にくると思っています。家族というのは、特に親が子に対する愛情というのは本能的ですから非常に濃密です。子供が親を見る感じというのは、自分を見てくれたときの恩義というものを忘れないものですが、しかし配偶者というのは他人ですのでそう簡単にはいかないのです。家族というのはそういう本人、配偶者で成り立っていますから、なかなか人情だけではうまくいかないのです。そういう現実非常に即した現状を押さえた上で実際にどうするのが一番コンセンサスが得られる方法なのだろうかということ議論していただいたらどうかと思います。

伊部委員

今のお話で非常に関係するのは相続の問題なのです。相続が均等相続で、親の面倒を見ても見なくてもみんな均等にもらえるというルールであると思われているためです。

大森専門委員

現在の民法が想定している家族観というようなことを一度教えていただけるととても私どもの参考になるのではないのでしょうか。

人見委員

私も人口動態統計というものに大変関心がございましていつも拝見しておりますが、要するに昭和23年に考えておりました当時の家族と現在の家族というものは非常に形態がかわってきているということは疑いもないところでありますが、法律の方は昭和23年当時に昔の家族制度から見ますとかなり革命的な核家族をモデルにしまして出来上がった訳でございます。ところがその核家族すら今は崩れ掛かっているということになりますと、民法が考えている権利、義務という形で出てまいりま

す相続あるいは扶養というような問題もかなり変わらざるを得ないのではないかと思えます。

法と家族の在り方というのは非常に難しい段階にきており、今後いろいろな問題点を抱えていることは疑いのないところでございまして、法的にも現行法では足りないだろうということは認識しているところでございます。

小此木専門委員

割合に高齢化の方の議題が多かったように思うのですが、その原因論の方でさかのぼると、現在欧米の若い世代がだんだんコーハビテーションといいまして同棲はするけども結婚はしない、子供は作らないという傾向が大変顕著だというように聞いております。その辺の傾向が日本にどのぐらい入ってくるのか、エイズも入ってきたから入ってくるのではないかというような、その辺りの動向のこれからの予測というのも検討していく必要があると思えます。だから、それはまた欧米の動向に詳しい方に一度状況を聞くとか、日本でそれがどういようになるのだろうかという辺りの議論がひとつあっていいのではないかと思えますがいかがでしょうか。

清水政策課長

今いろいろお話がありましたので、出生力に関するいろいろな国内あるいは外国の状況の資料などをまとめて御報告するとか、民法をめぐるいろいろなお話を一度していただくとか、場合によっては現場の人に福祉事務所では今一体何が困っているのかというような話をさせていただくとか、いろいろやり方についてはまた御相談させていただいて、ご希望があればおっしゃっていただければそれに応じたやり方をさせていただきます。

河野委員

さっきのコーハビテーションのことですが、一番進んでいるのはスウェーデンでございまして。ところがこれは日本の見合いとかというのではなくて、80%ぐらいはそのまま結婚しているというケースが

あるので、ただ届けを出さない場合というのが多いようです。

阿藤 専門委員

同棲も含めて今年の6月に第9次の出産力調査というものをただいま計画しています。その中に独身者の結婚観とか子供観というものの中で同棲の問題を取り上げた項目も入っておりますので、いずれ結果が出ましたら御報告いたします。

岡崎 委員

さっきの資料にもありました地域差が非常に大きいという現状がありますが、これはやはり将来の施策としてもある程度尊重すべき状況ではないかという気もするのです。地域差というものはやはり尊重すべき方向で、全部全国一律にどちらかへ誘導する必要はないのではないかと思います。地域差といいますか、あるいは人々の多様な価値観といいますかそういう問題というのは重要なポイントだと思います。

清水 政策課長

いろいろお話を聞いて、やりようによっては非常に面白い報告を出してもらえるのではないかと期待感を高めておりますので、よろしく願いたいと思います。

福武 委員長

どうもありがとうございました。次は5月終わりか6月の始めごろといたしたいので、よろしく願いたいと思います。



1 0 3 9 0 4

B